

公立病院改革プランの概要

団 体 名		秋 田 県					
プ ラ ン の 名 称		県立病院改革プラン					
策 定 日		平 成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平 成 21年度 ～ 平 成 25年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	脳血管研究センター					
	所 在 地	秋田市千秋久保田町6番10号					
	病 床 数	132床					
	診 療 科 目	内科、神経内科、循環器科、脳神経外科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		地方独立行政法人秋田県立病院機構は、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに、秋田県の中心的、かつ、指導的な立場として、県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与する。 脳血管研究センターは、脳卒中を中心とした脳・循環器疾患の治療と研究を通じて、医療の進歩と県民医療の向上を図る。					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		救急医療などの不採算政策医療に要する経費及び研究部門の運営に要する経費を運営費負担金及び運営費交付金として交付する。					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	95.2	102.4	103.6	101.3	106.4	
	職員給与費比率	51.6	82.4	51.0	52.3	51.1	
	病床利用率	47.0	64.3	67.0	73.0	86.0	
上記目標数値設定の考え方		などの取り組みを通じて収益向上に努めることで経常収支比率100%以上を維持する。専門病院であるため病床利用率は低かったが、急性期を脱した患者を、近隣リハ病院に転院させることなくそのまま回復期リハビリに移行させることが出来るようになったため、病床利用率の向上を見込む。地方独立行政法人秋田県立病院機構の中期計画においても、平成25年度の病床利用率を88%と見込み、このための必要なスタッフを確保したところである。 (経常黒字化の目標年度:21年度)					

				団体名 (病院名)	秋田県(脳血管研究センター)		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度実績	21年度	22年度	23年度	備考
院内クリニカルパスの 種類数		5種類	8種類	9	10	13	
脳ドック (件)		963	921	960	1,060	1,152	
PET検診 (件)		51	134	40	48	62	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期						
	民間的経営手法の導入						
	事業規模・形態の見直し	平成21年4月1日、地方独立行政法人へ移行					
	経費削減・抑制対策	業務委託や物品購入における複数年契約の導入や、競争原理の徹底等の多様な契約手法を活用する。 物流管理システムによる医薬品等の適正な在庫管理、リハビリテーション・精神医療センターとの共同購入等により、医業費用等の節減に努める。 消耗品、光熱水費、燃料、修繕等の経費は、平成22年度以降、対前年度▲1%を目標に削減に努める。					
	収入増加・確保対策	<ul style="list-style-type: none"> ○ 医療サービスの充実による収入の拡大： 病病・病診連携の強化や病床管理の弾力化により、病床利用率の向上、患者数の確保に取り組む。 ・脳卒中急性期患者の受入れ拡大、回復期リハビリの充実、脳ドック・PET検診枠の拡大 ○ 診療報酬の請求漏れ及び減点の防止を徹底する。 ○ 未収金の発生を未然に防止するとともに、早期の回収に取り組む。 					
その他							
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	18年度	49.17%	19年度	47.01%	20年度	64.35%
	病床利用率の状況を踏 まえた病床数等の抜本 見直し、施設の増改築 計画の状況等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成20年4月までの病床数は、一般病床160床(稼働120床(急性期病棟))であった。 ○ 回復期リハビリ医療の導入を図るため、平成20年5月より一般病床数を132床とし、うち急性期病棟94床、回復期リハビリ病棟38床とした。 					

団体名
(病院名)

秋田県(脳血管研究センター)

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	秋田周辺二次医療圏(男鹿みなど市民病院、秋田市立秋田総合病院)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	地域医療の中核となる自治体病院や厚生連病院などの公的な医療機関への支援を強化し、良質かつ適正な医療提供体制を構築する。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成21年3月	<内容> 本県では、各二次医療圏において、その中核となる医療機関(厚生連病院、自治体病院)を強化しつつ、これらが複数存在する医療圏においては、これらの機能分担、連携のあり方を検討する。 脳卒中については、人口が集中する秋田周辺二次医療圏においては、厚生連、市立、中通、秋田大、赤十字がそれぞれ診療機能を維持することとするが、脳研は脳血管疾患に係る三次救急病院として、重症患者への対応が可能な高度な診療体制を維持していく。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所)	地方独立行政法人	
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所) 討中の場合は複数可		
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期> 平成18年度見直し決定、平成21年4月地方独立行政法人移行。	<内容> 県立病院運営体制検討委員会において、地方公営企業法全部適用、地方独立行政法人、指定管理等の手法を比較検討し、意思決定の迅速さ、自由度において大きな利点を有する地方独立行政法人制度を採用することとした。
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	県が設置する地方独立行政法人評価委員会において、各年度終了後、実施した事業内容について評価を受け、これをもとに更なる経営改善を図る。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	毎年度6月頃	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	秋田県(脳血管研究センター)
--------------	----------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位: 百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,863	2,086	2,255	4,355	4,585	4,689
	(1) 料 金 収 入	1,772	1,963	2,141	2,289	2,463	2,597
	(2) そ の 他	91	123	114	2,066	2,122	2,092
	うち他会計負担金	0	0	0	1,759	1,841	1,853
	2. 医 業 外 収 益	1,640	1,589	1,435	27	23	28
	(1) 他会計負担金・補助金	1,613	1,564	1,412	18	18	16
	(2) 国 (県) 補 助 金	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	27	25	23	9	5	12
	経 常 収 益 (A)	3,503	3,675	3,690	4,382	4,608	4,717
	入	1. 医 業 費 用 b	3,402	3,611	3,491	4,082	4,424
(1) 職 員 給 与 費 c		1,803	1,897	1,857	2,223	2,396	2,394
(2) 材 料 費		543	647	628	670	741	761
(3) 経 費		583	606	554	615	656	643
(4) 減 価 償 却 費		370	364	358	471	534	410
(5) そ の 他		103	97	94	103	97	191
2. 医 業 外 費 用		241	247	112	146	123	33
(1) 支 払 利 息		171	150	30	35	28	28
(2) そ の 他		70	97	82	111	95	5
経 常 費 用 (B)		3,643	3,858	3,603	4,228	4,547	4,432
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△ 140	△ 183	87	154	61	285	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益 (D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)	△ 140	△ 183	87	154	61	285	
累 積 欠 損 金 (G)	213	396	309	△ 155	△ 225	△ 510	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	1,113	1,286	749	491	498	544
	流 動 負 債 (イ)	288	802	360	1,088	1,065	860
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不 良 債 務 (オ)	△ 825	△ 484	△ 389	597	567	316	
〔(イ)-(エ)〕-〔(ア)-(ウ)〕							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)							
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	96.2	95.3	102.4	103.6	101.3	106.4	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 44.3	△ 23.2	△ 17.3	13.7	12.4	6.7	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	54.8	57.8	64.6	106.7	103.6	106.6	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	96.8	90.9	82.4	51.0	52.3	51.1	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	65.6	62.7	64.3	67.0	73.0	86.0	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
区分							
収 入	1. 企業債	120	2,216	252	358	145	299
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金						
	7. その他						
	収入計(a)	120	2,216	252	358	145	299
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額(b)						
	前年度許可債で当年度借入分(c)						
純計(a)-{(b)+(c)}(A)	120	2,216	252	358	145	299	
支 出	1. 建設改良費	127	580	256	364	153	300
	2. 企業債償還金	577	2,194	557	676	709	755
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
	支出計(B)	704	2,774	813	1,040	862	1,055
差引不足額(B)-(A)(C)	584	558	561	682	717	756	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	584	558	561	682	717	756
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計(D)	584	558	561	682	717	756	
補てん財源不足額(C)-(D)(E)	0	0	0	0	0	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額(F)	0	0	0	0	0	0	
実質財源不足額(E)-(F)	0	0	0	0	0	0	

- 複数の病院を有する事業にあつては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(実績)	21年度(見込)	22年度	23年度
収益的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	1,613	1,564	1,421	1,777	1,867	1,869
資本的収支	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
	0	0	0	0	0	0
合計	(0)	(639)	(622)	(0)	(0)	(0)
	1,613	1,564	1,421	1,777	1,867	2,362

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。